

別紙1 リスクシナリオ別 脆弱性評価結果

※ 複数のリスクシナリオに記載した場合は、掲載順に「(再掲)」と記載。

目標1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(防災拠点機能の確保)

○ 防災拠点となる公共施設(県・市町村)の耐震化率は、97.1%(R6)と一定の進捗が見られるが、引き続き、耐震化を着実に進める必要がある。

(災害対策本部機能の強化)

○ 県災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する必要がある。

(地域防災力の強化)

○ 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる取組を推進する必要がある。

(学校における防災教育)

○ 災害発生時の身を守る行動の取り方等について、学校において、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

○ 実践的な避難訓練や避難所設営体験等の実施、教員に向けた研修会の開催等、学校における防災教育の充実・強化を図る必要がある。

(住宅、建築物等の耐震化等)

○ 地震発生による人命への重大な被害や生活への影響を軽減するため、住宅、建築物等の所有者に対する普及啓発を強化するとともに支援を拡充し、耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要がある。

○ 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であることを踏まえ、建物の耐震化や非構造部材の耐震対策を促進する必要がある。

(都市公園の整備等)

○ 災害時の広域避難地となる県営都市公園について、防災機能の拡充や老朽化施設の長寿命化対策等を実施する必要がある。

(公営住宅の老朽化対策)

○ 公営住宅の老朽化対策として、既存ストックの有効活用を図りながら、計画的に長寿命化工事を実施する必要がある。

(宅地耐震化等)

○ 大地震時における滑動崩落等による宅地の被害を軽減するため、市町村が主体となって大規模盛土造成地の所在箇所を示すマップの公表により地域住民の防災意識の向上を図るとともに、今後の宅地耐震化に向けた安全性の把握のための調査・対策等の取組を促進する必要がある。

○ 空き家は、地震が発生した際、その倒壊等によって避難・救助活動の妨げや被害の拡大につながるおそれがあるため、空家等対策の実施主体である市町村が、空家等対策計画や協議会の設置等、空家等対策を総合的かつ計画的に実施できるよう、関係団体と連携して、情報提供や支援を推進する必要がある。

(社会福祉施設等の耐震化)

- 社会福祉施設等のうち耐震化が未了の施設は、大規模地震等により、避難所としての機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などに基づき、緊急輸送道路等の強化や、防災拠点としての道の駅の活用を図る必要がある。

(公共施設等の長寿命化対策)

- 公共施設等について、県民に対する安心・安全な行政サービス（施設の利用等）を将来にわたり持続していくために、茨城県公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施する必要がある。

(避難行動要支援者対策)

- 高齢者や障害者など災害時の避難行動に支援を要する避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿を活用した情報伝達、避難誘導等を定める個別避難計画の作成について市町村の取組を促進する必要がある。

1-2) 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(防火対策)

- 住宅火災は住民の生命や財産に重大な被害をもたらすため、早期発見と防止対策が不可欠であり、住宅用火災警報器と感震ブレーカーの普及に取り組むことや、火災の早期発見と迅速な避難を促し、大規模地震時における電気火災の発生防止を図る必要がある。
- 火災の発生は様々な原因があり、事前の予防が困難となる場合もあることから、平時から消防団の充実強化や、広域消防応援体制の整備などを進める必要がある。

(地域防災力の強化)

- 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる必要がある。

(住宅、建築物等の耐震化等)

- 地震発生による人命への重大な被害や生活への影響を軽減するため、住宅、建築物等の所有者に対する普及啓発を強化するとともに支援を拡充し、耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要がある。(再掲)

(学校における防災教育)

- 災害発生時の身を守る行動の取り方等について、学校において、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。(再掲)
- 実践的な避難訓練や避難所設営体験等の実施、教員に向けた研修会の開催等、学校における防災教育の充実・強化を図る必要がある。(再掲)

(都市公園の整備等)

- 災害時の広域避難地となる県営都市公園について、防災機能の拡充や老朽化施設の長寿命化対策等を実施する必要がある。(再掲)

(市街地整備等)

- 土地区画整理事業や市街地再開発事業など、安全な市街地の整備に向けて施行者(市町村等)が取り組むまちづくりを支援する必要がある。

(医療機関の防火対策)

- 医療機関における防災に対する意識啓発を進め、病床を有する医療施設にはスプリンクラーの整備を図るなど、災害時における適切な医療提供体制の維持を図る必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などに基づき、緊急輸送道路等の強化や、防災拠点としての道の駅の活用を図る必要がある。(再掲)

(避難行動要支援者対策)

- 高齢者や障害者など災害時の避難行動に支援を要する避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿を活用した情報伝達、避難誘導等を定める個別避難計画の作成について市町村の取組を促進する必要がある。(再掲)

1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

(避難行動の啓発等)

- 洪水や津波は、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、住民一人ひとりの防災行動計画であるマイ・タイムラインの普及啓発や住民参加型の避難訓練を行うこと等により、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。

(海岸保全施設、漁港の整備等)

- 海岸保全施設、漁港の適切な維持のため、日常点検及び定期点検を実施するとともに、長寿命化計画等に基づき、整備、保全、強化工事等を実施する必要がある。

(港湾施設の機能強化・老朽化対策)

- 港湾においては、施設の老朽化対策はもちろんのこと、津波に対して減災効果のある「粘り強い構造」を取り入れた防波堤整備を推進するとともに、他港の動きや国のガイドライン改訂などを踏まえ、必要に応じて「港湾BCP（港湾の事業継続計画）」の改訂を検討していく必要がある。

1-4) 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

(避難情報の発令基準の周知及びマイ・タイムラインの普及)

- 災害発生時に、市町村が速やかに住民へ避難指示が出せるよう、避難指示等の発令基準の整備等を支援する必要がある。
- 洪水や津波は、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、住民一人ひとりの防災行動計画であるマイ・タイムラインの普及啓発や住民参加型の避難訓練を行うこと等により、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。(再掲)

(学校における防災教育)

- 災害発生時の身を守る行動の取り方等について、学校において、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。(再掲)
- 実践的な避難訓練や避難所設営体験等の実施、教員に向けた研修会の開催等、学校における防災教育の充実・強化を図る必要がある。(再掲)

(洪水ハザードマップの作成支援)

- すべての県管理河川において浸水想定区域図の作成が完了したことから、市町村が行うハザードマップの見直しに対し支援する必要がある。

(広域連携体制の整備)

- 平成27年9月の関東・東北豪雨災害で明らかになった諸課題に対応するために設置された「茨城県減災対策協議会」の取組方針に基づき、国・県・市町村が連携し、ハード対策・ソフト対策を一体的・計画的に推進する必要がある。

(下水道施設の耐震化等)

- 災害時の機能停止を未然に防止するため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づ

く、下水道施設の総合的・効率的な老朽化対策を実施する必要がある。特に埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえ、損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水道管路の対策を重点的に実施する必要がある。

- 下水道施設が大規模な地震等により被災した場合、住民生活や社会活動に重大な影響を及ぼすことから、災害に強く持続可能な下水道システムの構築に向け、令和7年1月に策定した上下水道耐震化計画（下水道）に基づき、対策が必要な下水道管路について、被災すると極めて大きな影響を及ぼす急所施設（下水道）の耐震化を実施する必要がある。

（河川の改修等）

- 流下能力が不足している河川において、河川改修を効果的・効率的に進める必要がある。
- 沿川に市街地を抱える河川や、近年浸水実績がある河川など、治水上重要な河川から優先的に危険度事前調査を実施し、調査により明らかになった危険箇所については、優先順位を踏まえた対策工事を実施していく必要がある。

（水防情報の収集、伝達）

- 雨量や河川水位等の観測を行う水防情報テレメータシステムについて、増設や更新等の適切な維持管理に努めるとともに、情報伝達方法の効率化を図る必要がある。

（河川管理施設等の長寿命化対策等）

- 河川管理施設の長寿命化対策として策定した「茨城県河川管理施設長寿命化計画」（H29.3）に基づき、河川管理施設の整備や更新を図るとともに、維持・修繕や、河道内に堆積した土砂等の撤去について、点検結果を踏まえた適切な維持管理を継続していく必要がある。

（ダム管理施設の長寿命化対策等）

- 県管理の7ダムについて、「茨城県ダム長寿命化計画」に基づき、維持・修繕及びダム管理施設の更新を行っていく必要がある。

（水防団員の水防技術の取得・向上）

- 洪水時に水防活動を円滑に実施するため、水防訓練や研修等を通して、水防団員の水防技術の取得・向上を図り、水防体制を強化する必要がある。

（流域治水プロジェクト）

- 河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域、氾濫域も含めて1つの流域として捉え、流域全体で水害を軽減される治水対策「流域治水プロジェクト」を推進することにより、事前防災対策の加速を図る必要がある。

1-5) 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

（ため池、農業水利施設等の防災対策）

- 農地・農業用施設や家屋への被害を防止するため、農業用ため池や用排水施設の新設・改修に向けた取組を推進する必要がある。
- 老朽化の進む基幹的農業水利施設について、機能診断調査の結果に基づき、機能保全対策工事を計画的に推進する必要がある。

（山地治山事業の実施）

- 山地災害の危険性の高い箇所を優先的に着手するとともに、治山施設個別施設計画に基づき、計画的な施設の維持管理をしていく必要がある。

（総合的な土砂災害対策の推進）

- 土砂災害のソフト対策として、住民が自らの住む土地の危険性を認識し、警戒避難体制を整備することが重要であることから、土砂災害防止法に基づく基礎調査を進め、土砂災害による被害のおそれのある区域を示すための、土砂災害（特別）警戒区域の指定を進めていく必要がある。

る。

- 土砂災害施設の整備には、多大な費用と時間を要するため、保全対象家屋が5戸以上の箇所や、要配慮者利用施設等がある箇所を要対策箇所と位置付けて、計画的に整備を実施する必要がある。
- 土砂災害防止施設（砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設）については、供用開始から50年以上経過している施設があるなど老朽化の進行による機能低下によって住民に大きな被害を及ぼすおそれがあることから、「茨城県土砂災害防止施設長寿命化計画（R1策定）」に基づき、計画的に施設の維持管理を実施していく必要がある。
（宅地耐震化等）
- 大地震時における滑動崩落等による宅地の被害を軽減するため、市町村が主体となって大規模盛土造成地の所在箇所を示すマップの公表により地域住民の防災意識の向上を図るとともに、今後の宅地耐震化に向けた安全性の把握のための調査・対策等の取組を促進する必要がある。（再掲）

目標2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

（地域防災力の強化）

- 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる必要がある。（再掲）
- 洪水時に水防活動を円滑に実施するため、水防訓練や研修等を通して、水防団員の水防技術の取得・向上を図り、水防体制を強化する必要がある。（再掲）
- 大規模災害発生時には、警察OBによる「災害時警察活動協力員」を活用し、避難所や地域の安全確保のための防犯指導を行う必要がある。

（広域連携体制の整備）

- 救助・救急活動等の不足を避けるため、全国知事会の相互応援協定を活用するとともに、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊のほか、自衛隊や海保、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）など各機関等の応援部隊を受け入れるための事前訓練、体制整備に取り組む必要がある。

（DMAT等の機能強化・確保）

- 被災者の医療救護において重要な役割を果たす「DMAT」等の医療チームについて、日頃から各種団体と連携し、各チーム数の増加や災害時に速やかに立ち上がる派遣・受入体制の整備を図るとともに、各チームの技能向上を図る必要がある。
- 災害時に保健医療行政の指揮調整機能等を担う「災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）」の隊員養成研修・訓練を推進する必要がある。

（警察・消防等の災害対応力強化）

- 警察、消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る必要がある。
- 大規模災害時には、救出救助、検視、交通規制、搜索、パトロール、初動捜査、交通規制、身元確認等に従事する警察災害派遣隊を迅速に派遣要請できるよう、平時から訓練実施や派遣手続きの確認を行う必要がある。

(避難行動要支援者対策)

- 高齢者や障害者など災害時の避難行動に支援を要する避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿を活用した情報伝達、避難誘導等を定める個別避難計画の作成について市町村の取組を促進する必要がある。(再掲)

(緊急給油対策)

- 災害に備え、災害応急対策車両、重要施設、専用・優先給油所の現況を確認するとともに、関係施設管理者等に対しては、平時からの備蓄を求め、県民に対しては、備蓄への取組や緊急給油事業に係る理解を得るための普及啓発を進める必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などにに基づき、緊急輸送道路等の強化や、防災拠点としての道の駅の活用を図る必要がある。(再掲)

2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(病院における業務継続体制確保の促進)

- 大規模な災害や、感染症流行時における病院の診療機能の維持や回復を図るとともに、発災によって生じた医療ニーズに対応することができるよう、県内の病院における耐震化など、業務継続計画（BCP）に基づく体制確保を促進する必要がある。

(災害拠点病院等の機能強化)

- 指定された災害拠点病院及び災害拠点精神科病院について、計画的に実地調査を実施し、指定要件の維持を確認するとともに、設備等の整備促進を図る必要がある。

(DMAT等の機能強化・確保)

- 被災者の医療救護において重要な役割を果たす「DMAT」等の医療チームについて、日頃から各種団体と連携し、各チーム数の増加や災害時に速やかに立ち上がる派遣・受入体制の整備を図るとともに、各チームの技能向上を図る必要がある。(再掲)
- 災害時に保健医療行政の指揮調整機能等を担う「災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)」の隊員養成研修・訓練を推進する必要がある。(再掲)

(医薬品等の供給体制整備)

- 関係機関との連携により、緊急時における医薬品等の供給体制の確保や、薬剤師派遣のための連絡体制を整備する必要がある。

(緊急給油対策)

- 災害に備え、災害応急対策車両、重要施設、専用・優先給油所の現況を確認するとともに、関係施設管理者等に対しては、平時からの備蓄を求め、県民に対しては、備蓄への取組や緊急給油事業に係る理解を得るための普及啓発を進める必要がある。(再掲)

(緊急輸送道路等の整備)

- 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などにに基づき、緊急輸送道路等の強化や、防災拠点としての道の駅の活用を図る必要がある。(再掲)

2-3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

(避難所生活の改善)

- 市町村による円滑な避難所運営を支援するため、避難所を運営する際の手順、留意事

項などを記載した「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」を作成し、市町村へ周知する必要がある。

- 体育館をはじめとした学校施設は避難所となることも多くあることから、児童生徒の学校生活環境の改善と合わせ避難所生活の改善につながるよう、トイレの洋式化や空調設置について推進する必要がある。

(DMAT等の機能強化・確保)

- 被災者の医療救護において重要な役割を果たす「DMAT」等の医療チームについて、日頃から各種団体と連携し、各チーム数の増加や災害時に速やかに立ち上がる派遣・受入体制の整備を図るとともに、各チームの技能向上を図る必要がある。(再掲)
- 災害時に保健医療行政の指揮調整機能等を担う「災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)」の隊員養成研修・訓練を推進する必要がある。(再掲)

(DWA Tの確保・育成)

- 災害による二次被害(災害関連死等)を防止するため、避難所等における環境調査・整備や福祉支援対象者のスクリーニングや福祉避難所への誘導、相談支援等を行う災害福祉支援チーム(DWA T)について、チーム員登録研修やスキルアップ研修等によるチーム員の確保や対応力強化を図る必要がある。

(物資の備蓄・更新、調達・提供体制の整備)

- 災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するためには、県・市町村により備蓄物資を計画的に確保・更新することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るなど、災害時の物資提供体制を整備する必要がある。

2-4) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(物資の備蓄・更新、調達・供給体制の整備)

- 災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するためには、県・市町村により備蓄物資を計画的に確保・更新することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るなど、災害時の物資提供体制を整備する必要がある。(再掲)

(災害時の飲料水の確保等)

- 水道は、災害時でも安定した給水を確保することが求められている重要な社会インフラであることから、長期間にわたる供給停止を防ぐために、市町村等水道事業体の水道施設の耐震化及び老朽化対策、水道事業の広域連携に係る取組、県が所有する水道施設の耐震化・浸水対策・停電対策等を着実に促進する必要がある。
- 水資源の安定的な確保や渇水被害の軽減を図るため、国等に対し霞ヶ浦導水など水資源開発事業の早期完成を要望するほか、異常渇水時に備え、県の渇水対策連絡協議会の開催等を通して、関係機関との連携強化を図る必要がある。
- 地下水は、災害時において生活用水等への活用も期待されることから、平時から無秩序な地下水の採取を抑制して保全することや、その重要性について住民へ啓発することで、適切で安定した利用を図る必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などに基づき、緊急輸送道路等の強化や、防災拠点としての道の駅の活用を図る必要がある。(再掲)

(緊急給油対策)

- 災害に備え、災害応急対策車両、重要施設、専用・優先給油所の現況を確認するとと

もに、関係施設管理者等に対しては、平時からの備蓄を求め、県民に対しては、備蓄への取組や緊急給油事業に係る理解を得るための普及啓発を進める必要がある。(再掲)

(エネルギーの供給源の安定化)

- 長期にわたる電気供給等の途絶に備えるため、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーや蓄電設備、コージェネレーション等の組み合わせによる自立・分散型エネルギーを導入拡大し、エネルギーの供給源の安定化を図る必要がある。

2-5) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

(物資の備蓄・更新、調達・供給体制の整備)

- 災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するためには、県・市町村により備蓄物資を計画的に確保・更新することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るなど、災害時の物資提供体制を整備する必要がある。(再掲)

(帰宅困難者対策)

- 大量の帰宅困難者の発生に伴う混乱により、救助・消火活動等の迅速・円滑な応急活動が妨げられることがないように、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則を、県民に周知・啓発する必要がある。また、企業等に対しては、帰宅抑制のための備蓄物資の確保や従業員が安全に待機できる環境整備等について、市町村と連携して啓発する必要がある。
- 大量の帰宅困難者の発生に備え、備蓄物資の確保や一時滞在場所の選定について市町村に呼びかけていく必要がある。

(都市公園の整備等)

- 災害時の広域避難地となる県営都市公園について、防災機能の拡充や老朽化施設の長寿命化対策等を実施する必要がある。(再掲)

(自転車の活用)

- 交通遮断時の帰宅困難対策手段として、自転車の活用について広く周知を図る必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などに基づき、緊急輸送道路等の強化や、防災拠点としての道の駅の活用を図る必要がある。(再掲)

2-6) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(避難所生活の改善)

- 市町村による円滑な避難所運営を支援するため、避難所を運営する際の手順、留意事項などを記載した「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」を作成し、市町村へ周知する必要がある。(再掲)

(地域防災力の強化)

- 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる取組を推進する必要がある。(再掲)

(警察・消防等の災害対応力強化)

- 警察、消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る必要がある。(再掲)

(緊急輸送道路等の整備)

- 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などに基づき、緊急輸送道路等の強化や、防災拠点としての道の駅の活用を図る必要がある。(再掲)

2-7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生

(感染症予防対策)

- 避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平時から市町村と連携し、予防接種を促進するとともに、避難所における感染症予防体制や衛生環境の整備を推進する必要がある。

(避難所生活の改善)

- 市町村による円滑な避難所運営を支援するため、避難所を運営する際の手順、留意事項などを記載した「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」を作成し、市町村へ周知する必要がある。(再掲)

目標3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(警察の災害対応力の強化)

- 災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設の計画的な整備を進めるとともに、災害対応力強化のための体制、各種訓練、装備資器材の充実強化を図る必要がある。
- 大規模災害発生時には、警察OBによる「災害時警察活動協力員」を活用し、避難所や地域の安全確保のための防犯指導を行う必要がある。(再掲)

(交通事故等の回避対策)

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備を図るとともに、優先順位を設定した更新を推進する必要がある。
- 信号機、交通管制システム、道路標識等の交通安全施設の計画的な更新を行い、老朽化による機能喪失を防止するとともに、災害時の機能維持、交通情報収集・提供の確保を図る必要がある。

3-2) 県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点機能の確保)

- 防災拠点となる公共施設(県・市町村)の耐震化率は、97.1%(R6)と一定の進捗が見られるが、引き続き、耐震化を着実に進める必要がある。(再掲)

(公共施設等の長寿命化対策)

- 公共施設等について、県民に対する安心・安全な行政サービス(施設の利用等)を将来にわたり持続していくために、茨城県公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施する必要がある。(再掲)

(業務継続体制の整備)

- 県は、災害発生時の業務継続に係る勉強会の実施や定期人事異動の際の引継ぎの徹底等により、県業務継続計画(BCP)の実効性を確保するとともに、適宜、計画の見直しを実施するなど、発災時に迅速かつ的確に対応できる業務継続体制の整備を行う必要がある。
- 災害時に保健医療行政の指揮調整機能等を担う「災害時健康危機管理支援チーム(DH

- EAT)」の隊員養成研修・訓練を推進する必要がある。(再掲)
- 庁舎等が被災した際もデータ復旧等を容易に行えるようにするため、クラウドコンピューティング技術の利用を推進する必要がある。

目標4. 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による県内企業の生産力・経営執行力低下による社会活動の維持への甚大な影響

(事業者の業務継続体制の整備)

- 中小企業における事業継続計画(BCP)の策定を促進するため、商工会等による中小企業向けBCP策定セミナーや個別相談会等の取組を支援するとともに、BCPの策定方法や事例集の紹介により、県内事業者に対する普及啓発を図っていく必要がある。

(事業者への融資制度の整備)

- 発災後、被災事業者の早期の復旧・復興を支援するための緊急対策融資を機動的に実施できるよう、平時から県制度融資中に災害対策融資(緊急対策枠)を設定する必要がある。

4-2) コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

(石油コンビナート事業者等の災害対応力の強化)

- 茨城県石油コンビナート等防災計画を事業所や関係機関に周知し、事業所における防災設備の設置、施設の耐震性向上及び浸水防止対策等の災害予防対策の実施を促すほか、コンビナートの災害に備え、関係機関との合同訓練や事業所への立入検査を推進する必要がある。

(有害物質対策等)

- 有害物質等の大規模拡散・流出等を防止するため、工場や事業場に対する立入検査等を行うとともに、関係機関と連携体制を強化する必要がある。
- 平素から毒物劇物製造業者等に対する監視指導等を実施し、災害時の事故や保健衛生上の危害発生の未然防止対策を徹底する必要がある。

4-3) 陸・海・空の基幹的交通ネットワークの長期停止による物流・人流への甚大な影響

(緊急輸送道路等の整備)

- 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などに基づき、緊急輸送道路等の強化や、防災拠点としての道の駅の活用を図る必要がある。(再掲)

(鉄道の強靱化)

- 災害発生時においても安全な鉄道輸送を確保するため、地域鉄道事業者が実施する安全性の向上に資する設備の更新等に対し、沿線自治体とともに、支援を図る必要がある。
- 災害など輸送障害発生時の広域的なリダンダンシー確保のため、つくばエクスプレス(TX)の延伸実現に向けて、沿線自治体等を含む関係者との調整を進めていく必要がある。

(空港における給油対策)

- 空路による物資輸送ルートを確実に確保するため、茨城空港における安定的な給油体制の確保等の災害対策を推進する必要がある。

(港湾施設の機能強化・老朽化対策)

- 港湾においては、施設の老朽化対策はもちろんのこと、津波に対して減災効果のある「粘り強い構造」を取り入れた防波堤整備を推進するとともに、他港の動きや国のガイドライン改訂などを踏まえ、必要に応じて「港湾BCP（港湾の事業継続計画）」の改訂を検討していく必要がある。（再掲）

(緊急輸送道路等の整備)

- 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などに基づき、緊急輸送道路等の強化や、防災拠点としての道の駅の活用を図る必要がある。（再掲）

(避難行動要支援者対策)

- 高齢者や障害者など災害時の避難行動に支援を要する避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿を活用した情報伝達、避難誘導等を定める個別避難計画の作成について市町村の取組を促進する必要がある。（再掲）

4-4) 金融サービス・郵便等の機能停止による県民生活・商取引等への甚大な影響

(災害発生時の公金支払の円滑化等)

- 県は、災害時においても、県民生活に大きな影響を及ぼす生活保護費等や、職員の給与費など、優先的すべき公金の支払いが円滑にできるよう、平時から金融機関との情報共有を図る必要がある。

(電子申請の活用推進等)

- 県は、災害発生時の交通遮断等に伴う郵便業務の機能停止時においても、県への申請・届け出等が円滑に実施できるよう、電子申請をはじめとした県庁業務のデジタル化を進めるとともに、県民に対し活用を推進していく必要がある。)

4-5) 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

(ため池、農業水利施設等の防災対策)

- 農地・農業用施設や家屋への被害を防止するため、農業用ため池や用排水施設の新設・改修に向けた取組を推進する必要がある。（再掲）
- 老朽化の進む基幹的農業水利施設について、機能診断調査の結果に基づき、機能保全対策工事を計画的に推進する必要がある。
- 農業集落排水施設について、機能診断調査に基づく老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

(森林等の整備)

- 山地災害の防止、水源の涵養等、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、森林及び林道の整備を推進する必要がある。

(海岸保全施設、漁港の整備等)

- 海岸保全施設、漁港の適切な維持のため、日常点検及び定期点検を実施するとともに、長寿命化計画等に基づき、整備、保全、強化工事等を実施する必要がある。（再掲）

(園芸産地における非常時の対応能力向上)

- 自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けて、複数農業者による共同の事業継続計画(BCP)を策定し、BCPの実行に必要な体制整備やBCPの実践に必要な技能習得、ハウスの補強、非常時の復旧の取組実証等を支援する必要がある。

4-6) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(災害時の飲料水の確保等)

- 水道は、災害時でも安定した給水を確保することが求められている重要な社会インフラであることから、長期間にわたる供給停止を防ぐために、市町村等水道事業体の水道施設の耐震化及び老朽化対策、水道事業の広域連携に係る取組、県が所有する水道施設の耐震化・浸水対策・停電対策等を着実に促進する必要がある。(再掲)
- 水資源の安定的な確保や渇水被害の軽減を図るため、国等に対し霞ヶ浦導水など水資源開発事業の早期完成を要望するほか、異常渇水時に備え、県の渇水対策連絡協議会の開催等を通して、関係機関との連携強化を図る必要がある。(再掲)
- 地下水は、災害時において生活用水等への活用も期待されることから、平時から無秩序な地下水の採取を抑制して保全することや、その重要性について住民へ啓発することで、適切で安定した利用を図る必要がある。(再掲)

4-7) 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

(ため池、農業水利施設等の防災対策)

- 農地・農業用施設や家屋への被害を防止するため、農業用ため池や用排水施設の新設・改修に向けた取組を推進する必要がある。(再掲)
- 老朽化の進む基幹的農業水利施設について、機能診断調査の結果に基づき、機能保全対策工事を計画的に推進する必要がある。(再掲)
- 農業集落排水施設について、機能診断調査に基づく老朽化対策を計画的に推進する必要がある。(再掲)

(森林等の整備)

- 山地災害の防止、水源の涵養等、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、森林及び林道の整備を推進する必要がある。(再掲)
- 山地災害の危険性の高い箇所を優先的に着手するとともに、治山施設個別施設計画に基づき、計画的な施設の維持管理をしていく必要がある。(再掲)

(海岸保全施設、漁港の整備等)

- 海岸保全施設、漁港の適切な維持のため、日常点検及び定期点検を実施するとともに、長寿命化計画等に基づき、整備、保全、強化工事等を実施する必要がある。(再掲)

目標5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(避難情報の発令基準の周知及びマイ・タイムラインの普及)

- 災害発生時に、市町村が速やかに住民へ避難指示が出せるよう、避難指示等の発令基準の整備等を支援する必要がある。
- 洪水や津波は、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、住民一人ひとりの防災行動計画であるマイ・タイムラインの普及啓発や住民参加型の避難訓練を行うこと等により、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。(再掲)

(避難行動要支援者対策)

- 高齢者や障害者など災害時の避難行動に支援を要する避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿を活用した情報伝達、避難誘導等を定める個別避難計

画の作成について市町村の取組を促進する必要がある。(再掲)

(災害情報の収集、伝達体制の確保)

- 防災情報ネットワークや全国瞬時警報システム (J - A L E R T) 等の災害情報を多様な手段で発信することができるよう、情報通信ネットワーク設備を継続的に平常時から管理・点検するとともに、情報システムの耐災性の向上とバックアップ強化を図ることにより情報システムを継続的に維持・稼働させる必要がある。

(水防情報の収集、伝達)

- 雨量や河川水位等の観測を行う水防情報テレメータシステムについて、増設や更新等の適切な維持管理に努めるとともに、情報伝達方法の効率化を図る必要がある。(再掲)

(災害時における外国人の安全確保)

- 避難所や在宅の外国人に、災害時に必要な生活情報を提供するため「災害多言語支援センター」を設置し、災害時語学サポーター等の協力を得て、多言語及びやさしい日本語による情報発信を行う必要がある。

5-2) 電力供給ネットワーク (発電所、送配電設備) の長期間・大規模にわたる機能の停止

(エネルギーの供給源の安定化)

- 長期にわたる電気供給等の途絶に備えるため、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーや蓄電設備、コージェネレーション等の組み合わせによる自立・分散型エネルギーを導入拡大し、エネルギーの供給源の安定化を図る必要がある。(再掲)

(緊急給油対策)

- 災害に備え、災害応急対策車両、重要施設、専用・優先給油所の現況を確認するとともに、関係施設管理者等に対しては、平時からの備蓄を求め、県民に対しては、備蓄への取組や緊急給油事業に係る理解を得るための普及啓発を進める必要がある。(再掲)

5-3) 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(石油コンビナート事業者等の災害対応力の強化)

- 茨城県石油コンビナート等防災計画を事業所や関係機関に周知し、事業所における防災設備の設置、施設の耐震性向上及び浸水防止対策等の災害予防対策の実施を促すほか、コンビナートの災害に備え、関係機関との合同訓練や事業所への立入検査を推進する必要がある。(再掲)

(緊急給油対策)

- 災害に備え、災害応急対策車両、重要施設、専用・優先給油所の現況を確認するとともに、関係施設管理者等に対しては、平時からの備蓄を求め、県民に対しては、備蓄への取組や緊急給油事業に係る理解を得るための普及啓発を進める必要がある。(再掲)

5-4) 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(災害時の飲料水の確保等)

- 水道は、災害時でも安定した給水を確保することが求められている重要な社会インフラであることから、長期間にわたる供給停止を防ぐために、市町村等水道事業体の水道施設の耐震化及び老朽化対策、水道事業の広域連携に係る取組、県が所有する水道施設の耐震化・浸水対策・停電対策等を着実に促進する必要がある。(再掲)
- 水資源の安定的な確保や渇水被害の軽減を図るため、国等に対し霞ヶ浦導水など水資源開発事業の早期完成を要望するほか、異常渇水時に備え、県の渇水対策連絡協議会の

開催等を通して、関係機関との連携強化を図る必要がある。(再掲)

(下水道施設の耐震化等)

- 災害時の機能停止を未然に防止するため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づく、下水道施設の総合的・効率的な老朽化対策を実施する必要がある。特に埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえ、損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水道管路の対策を重点的に実施する必要がある。(再掲)
- 下水道施設が大規模な地震等により被災した場合、住民生活や社会活動に重大な影響を及ぼすことから、災害に強く持続可能な下水道システムの構築に向け、令和7年1月に策定した上下水道耐震化計画(下水道)に基づき、対策が必要な下水道管路について、被災すると極めて大きな影響を及ぼす急所施設(下水道)の耐震化を実施する必要がある。(再掲)

(水道事業における協力体制)

- 災害時において、県水道事業継続のために必要となる電力供給・資機材・物資、応援協力のための宿泊施設等を確保するため、民間事業者や他自治体と災害時における協力協定や覚書を締結するとともに、災害時協力員制度の活用により、災害時における関係機関等との協力体制を構築する必要がある。

5-5) 鉄道や高速道路等の基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

(緊急輸送道路等の整備)

- 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などに基づき、緊急輸送道路等の強化や、防災拠点としての道の駅の活用を図る必要がある。(再掲)

(鉄道の強靱化)

- 災害発生時においても安全な鉄道輸送を確保するため、地域鉄道事業者が実施する安全性の向上に資する設備の更新等に対し、沿線自治体とともに、支援を図る必要がある。(再掲)
- 災害など輸送障害発生時の広域的なリダンダンシー確保のため、つくばエクスプレス(TX)の延伸実現に向けて、沿線自治体等を含む関係者との調整を進めていく必要がある。(再掲)

(空港における給油対策)

- 空路による物資輸送ルートを確実に確保するため、茨城空港における安定的な給油体制の確保等の災害対策を推進する必要がある。(再掲)

(港湾施設の機能強化・老朽化対策)

- 港湾においては、施設の老朽化対策はもちろんのこと、津波に対して減災効果のある「粘り強い構造」を取り入れた防波堤整備を推進するとともに、他港の動きや国のガイドライン改訂などを踏まえ、必要に応じて「港湾BCP(港湾の事業継続計画)」の改訂を検討していく必要がある。(再掲)

(住宅、建築物等の耐震化等)

- 地震発生による人命への重大な被害や生活への影響を軽減するため、住宅、建築物等の所有者に対する普及啓発を強化するとともに支援を拡充し、耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要がある。(再掲)

目標6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(災害復旧を担う人材の育成・確保)

- 大災害発生時には、道路・橋梁をはじめとする土木施設の点検・被害確認等に加え、速やかに被害査定・設計業務を行う必要があるが、業務に精通した人材が不足するため、茨城県土木部災害時等協力員（ボランティア）制度の活用や、関係団体との連携体制を強化することなどにより、必要な人員確保を図る必要がある。
- 迅速な災害復旧のためには、地元建設業が必要不可欠であることから、地元建設業が将来にわたって持続可能な産業として発展していくため、建設産業における若年労働者確保と技術者育成の推進が必要である。

(関係機関連携等に向けた訓練)

- 大規模災害に備え、公共土木施設等への応急復旧対策や、関係団体との協力体制の強化に繋げるための訓練の計画的な実施を図る必要がある。

(災害に強いまちづくりの推進)

- 災害リスクの高い地域から低い地域へ居住や都市機能の誘導等を図り、災害に強いコンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりを推進するため、市町村における防災指針を盛り込んだ立地適正化計画の策定を支援する必要がある。

6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

(災害復旧を担う人材の育成・確保)

- 大災害発生時には、道路・橋梁をはじめとする土木施設の点検・被害確認等に加え、速やかに被害査定・設計業務を行う必要があるが、業務に精通した人材が不足するため、茨城県土木部災害時等協力員（ボランティア）制度の活用や、関係団体との連携体制を強化することなどにより、必要な人員確保を図る必要がある。（再掲）
- 迅速な災害復旧のためには、地元建設業が必要不可欠であることから、地元建設業が将来にわたって持続可能な産業として発展していくため、建設産業における若年労働者確保と技術者育成の推進が必要である。（再掲）
- 大規模災害からの復旧・復興を円滑に進めるため、国の派遣制度により、大規模災害時における技術職員の中長期派遣要員を確保することが必要である。

(災害ボランティア人材の育成・確保)

- 被災者支援の災害復旧を下支えする災害ボランティアについては、地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施するとともに、ボランティア人材の事前登録やボランティアセンターの中核を担う社会福祉協議会の体制強化を図る必要がある。
- 災害時には、一般ボランティアだけでなく、豊富な支援経験を有するNPO・ボランティア団体等が被災地において様々な支援を実施しており、発災直後から被災者支援の担い手としてその能力を発揮できるよう、コーディネーター役となる県域の災害中間支援組織との連携を強化していく必要がある。

(関係機関連携等に向けた訓練)

- 大規模災害に備え、公共土木施設等への応急復旧対策や、関係団体との協力体制の強化に繋げるための訓練の計画的な実施を図る必要がある。（再掲）

6-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物対策)

- 災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理に資するため、市町村における災害廃棄物処理計画の見直しを促進するとともに、研修や訓練の機会を設ける等により、関係者間の連携強化や計画の実行性の確保を図る必要がある。

6-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(迅速な住家被害調査の実施等)

- 住家被害認定調査から罹災証明書交付までの膨大な量の業務を迅速かつ円滑に処理するためには、単独市町村での対応は困難であり、罹災証明書交付業務や被災者台帳に基づく被災者支援業務等に関して、市町村が相互に応援・受援し合えるシステムの構築が必要である。

(地籍調査の促進)

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となることから、県計画である第7次国土調査事業十箇年計画等に基づき、市町村が行う地籍調査の促進を図る必要がある。

(事業者への融資制度の整備)

- 発災後、被災事業者の早期の復旧・復興を支援するための緊急対策融資を機動的に実施できるよう、平時から県制度融資中に災害対策融資（緊急対策枠）を設定する必要がある。（再掲）

6-5) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の防災対策)

- 文化財の被害に備え、平時における総合的な把握や被災時における救援活動を円滑に行うための訓練や広報活動を推進するとともに、文化財の耐震化、防災設備の整備等を支援する必要がある。
- 博物館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるとともに、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく必要がある。

(自然公園等の保全)

- 台風や豪雨等により、貴重な環境資産である自然公園等の被害が増大しないよう、引き続き自然公園等設の老朽化対策、災害時の影響軽減、生態系の再生にかかる施設整備等に取り組む必要がある。

6-6) 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響

(復興状況の積極的PR)

- 復興後においては、速やかに復興状況の正確かつ旅行者が安心できる情報の発信に取り組むとともに、国内外メディアやインターネット上の不正確・不適切情報のモニタリングや外国人旅行者の再来訪マインドの醸成に努める必要がある。

(事業者への融資制度の整備)

- 発災後、被災事業者の早期の復旧・復興を支援するための緊急対策融資を機動的に実施できるよう、平時から県制度融資中に災害対策融資（緊急対策枠）を設定する必要がある。

ある。(再掲)

(労働相談窓口の継続)

- 業務継続マニュアルに基づき、発災後もいばらき就職支援センターにおいて、被災者向け労働相談・就職相談の実施について継続していく必要がある。

別紙2 施策分野別 脆弱性評価結果

※ 複数の施策分野に記載した場合は、掲載順に「(再掲)」と記載。

①行政機能／警察・消防等／防災教育等

＜行政機能＞

(公共施設等の長寿命化対策)

- 公共施設等について、県民に対する安心・安全な行政サービス（施設の利用等）を将来にわたり持続していくために、茨城県公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施する必要がある。

(電子申請の活用推進等)

- 県は、災害発生時の交通遮断等に伴う郵便業務の機能停止時においても、県への申請・届け出等が円滑に実施できるよう、電子申請をはじめとした県庁業務のデジタル化を進めるとともに、県民に対し活用を推進していく必要がある。

(災害復旧を担う人材の育成・確保)

- 大災害発生時には、道路・橋梁をはじめとする土木施設の点検・被害確認等に加え、速やかに被害査定・設計業務を行う必要があるが、業務に精通した人材が不足するため、茨城県土木部災害時等協力員（ボランティア）制度の活用や、関係団体との連携体制を強化することなどにより、必要な人員確保を図る必要がある。
- 迅速な災害復旧のためには、地元建設業が必要不可欠であることから、地元建設業が将来にわたって持続可能な産業として発展していくため、建設産業における若年労働者確保と技術者育成の推進が必要である。
- 大規模災害からの復旧・復興を円滑に進めるため、国の派遣制度により、大規模災害時における技術職員の中長期派遣要員を確保することが必要である。

(業務継続体制の整備)

- 県は、災害発生時の業務継続に係る勉強会の実施や定期人事異動の際の引継ぎの徹底等により、県業務継続計画（BCP）の実効性を確保するとともに、適宜、計画の見直しを実施するなど、発災時に迅速かつ的確に対応できる業務継続体制の整備を行う必要がある。
- 庁舎等が被災した際もデータ復旧等を容易に行えるようにするため、クラウドコンピューティング技術の利用を推進する必要がある。

(災害時における外国人の安全確保)

- 避難所や在宅の外国人に、災害時に必要な生活情報を提供するため「災害多言語支援センター」を設置し、災害時語学サポーター等の協力を得て、多言語及びやさしい日本語による情報発信を行う必要がある。

(地域防災力の強化)

- 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる必要がある。

(緊急給油対策)

- 災害に備え、災害応急対策車両、重要施設、専用・優先給油所の現況を確認するとともに、関係施設管理者等に対しては、平時からの備蓄を求め、県民に対しては、備蓄への取組や緊急給油事業に係る理解を得るための普及啓発を進める必要がある。

(災害対策本部機能の強化)

- 県災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害と

いったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する必要がある。

(避難情報の発令基準の周知及びマイ・タイムラインの普及)

- 災害発生時に、市町村が速やかに住民へ避難指示が出せるよう、避難指示等の発令基準の整備等を支援する必要がある。
- 洪水や津波は、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、住民一人ひとりの防災行動計画であるマイ・タイムラインの普及啓発や住民参加型の避難訓練を行うこと等により、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。

(物資の備蓄・更新、調達・提供体制の整備)

- 災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するためには、県・市町村により備蓄物資を計画的に確保・更新することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るなど、災害時の物資提供体制を整備する必要がある。

(防災拠点機能の確保)

- 防災拠点となる公共施設（県・市町村）の耐震化率は、97.1%（R6）と一定の進捗が見られるが、引き続き、耐震化を着実に進める必要がある。

(避難所生活の改善)

- 市町村による円滑な避難所運営を支援するため、避難所を運営する際の手順、留意事項などを記載した「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」を作成し、市町村へ周知する必要がある。
- 体育館をはじめとした学校施設は避難所となることも多くあることから、児童生徒の学校生活環境の改善と合わせ避難所生活の改善につながるよう、トイレの洋式化や空調設置について推進する必要がある。

(迅速な住家被害調査の実施等)

- 住家被害認定調査から罹災証明書交付までの膨大な量の業務を迅速かつ円滑に処理するためには、単独市町村での対応は困難であり、罹災証明書交付業務や被災者台帳に基づく被災者支援業務等に関して、市町村が相互に応援・受援し合えるシステムの構築が必要である。

(帰宅困難者対策)

- 大量の帰宅困難者の発生に伴う混乱により、救助・消火活動等の迅速・円滑な応急活動が妨げられることがないように、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則を、県民に周知・啓発する必要がある。また、企業等に対しては、帰宅抑制のための備蓄物資の確保や従業員が安全に待機できる環境整備等について、市町村と連携して啓発する必要がある。
- 大量の帰宅困難者の発生に備え、備蓄物資の確保や一時滞在場所の選定について市町村に呼びかけていく必要がある。

(復興状況の積極的 PR)

- 復興後においては、速やかに復興状況の正確かつ旅行者が安心できる情報の発信に取り組むとともに、国内外メディアやインターネット上の不正確・不適切情報のモニタリングや外国人旅行者の再来訪マインドの醸成に努める必要がある。

(広域連携体制の整備)

- 平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害で明らかになった諸課題に対応するために設置された「茨城県減災対策協議会」の取組方針に基づき、国・県・市町村が連携し、ハード対策・ソフト対策を一体的・計画的に推進する必要がある。

(水防団員の水防技術の取得・向上)

- 洪水時に水防活動を円滑に実施するため、水防訓練や研修等を通して、水防団員の水防技術の取得・向上を図り、水防体制を強化する必要がある。

(水防情報の収集、伝達)

- 雨量や河川水位等の観測を行う水防情報テレメータシステムについて、増設や更新等の適切な維持管理に努めるとともに、情報伝達方法の効率化を図る必要がある。

(関係機関連携等に向けた訓練)

- 大規模災害に備え、公共土木施設等への応急復旧対策や、関係団体との協力体制の強化に繋げるための訓練の計画的な実施を図る必要がある。

(水道事業における協力体制)

- 災害時において、県水道事業継続のために必要となる電力供給・資機材・物資、応援協力のための宿泊施設等を確保するため、民間事業者や他自治体と災害時における協力協定や覚書を締結するとともに、災害時協力員制度の活用により、災害時における関係機関等との協力体制を構築する必要がある。

(文化財の防災対策)

- 文化財の被害に備え、平時における総合的な把握や被災時における救援活動を円滑に行うための訓練や広報活動を推進するとともに、文化財の耐震化、防災設備の整備等を支援する必要がある。
- 博物館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるとともに、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく必要がある。

<警察・消防等>

(防火対策)

- 住宅火災は住民の生命や財産に重大な被害をもたらすため、早期発見と防止対策が不可欠であり、住宅用火災警報器と感震ブレーカーの普及に取り組むことや、火災の早期発見と迅速な避難を促し、大規模地震時における電気火災の発生防止を図る必要がある。
- 火災の発生は様々な原因があり、事前の予防が困難となる場合もあることから、平時から消防団の充実強化や、広域消防応援体制の整備などを進める必要がある。

(広域連携体制の整備)

- 救助・救急活動等の不足を避けるため、全国知事会の相互応援協定を活用するとともに、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊のほか、自衛隊や海保、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など各機関等の応援部隊を受け入れるための事前訓練、体制整備に取り組む必要がある。

(石油コンビナート事業者等の災害対応力の強化)

- 茨城県石油コンビナート等防災計画を事業所や関係機関に周知し、事業所における防災設備の設置、施設の耐震性向上及び浸水防止対策等の災害予防対策の実施を促すほか、コンビナートの災害に備え、関係機関との合同訓練や事業所への立入検査を推進する必要がある。

(警察・消防等の災害対応力強化)

- 警察、消防等において災害対応力強化のための体制、各種訓練の充実を図る必要がある。

(警察の災害対応力の強化)

- 災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設の計画的な整備を進めるとともに、災害対応力強化のための体制、各種訓練、装備資器材の充実強化を図る必要がある。
- 大規模災害発生時には、警察OBによる「災害時警察活動協力員」を活用し、避難所や地域の安全確保のための防犯指導を行う必要がある。
- 大規模災害時においては、救出救助、検視、交通規制、捜索、パトロール、初動捜査、

交通規制、身元確認等に従事する警察災害派遣隊を迅速に派遣要請できるよう、平時から訓練実施や派遣手続きの確認を行う必要がある。

(交通事故等の回避対策)

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備を図るとともに、優先順位を設定した更新を推進する必要がある。
- 信号機、交通管制システム、道路標識等の交通安全施設の計画的な更新を行い、老朽化による機能喪失を防止するとともに、災害時の機能維持、交通情報収集・提供の確保を図る必要がある。

<防災教育等>

(学校における防災教育)

- 災害発生時の身を守る行動の取り方等について、学校において、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。
- 実践的な避難訓練や避難所設営体験等の実施、教員に向けた研修会の開催等、学校における防災教育の充実・強化を図る必要がある。

【重要業績指標】

- ◇ 個別施設計画（施設類型ごとの長寿命化計画）策定割合 100% (R6)
- ◇ 県内防災士数（累計） 6,531人 (R6)
- ◇ 茨城県災害対策本部事務局員による風水害対応図上訓練実施率（毎年度） 100% (R6)
- ◇ 市町村における洪水ハザード内を対象にした避難訓練の実施率 100% (R6)
- ◇ 市町村における避難指示等発令基準一覧の基準作成状況 100% (R6)
- ◇ 備蓄に係る目標数量の設定及び公表市町村数 3市町村 (R6)
- ◇ 防災拠点となる公共施設等の耐震化率 97.1% (R6)
- ◇ 各部局庁における業務継続計画（BCP）及びマニュアルに関する勉強会実施率（毎年度） 100% (R6)
- ◇ 被災者生活再建支援システムの操作研修受講数（延べ） 2,747人 (R6)
- ◇ 機能別団員制度の導入市町村数 19団体 (R6)
- ◇ 緊急消防援助隊の登録隊数 191隊 (R6)
- ◇ 公立小中学校施設の耐震化率 99.9% (R6)
- ◇ トイレ洋式化率（県立学校） 89.7% (R6)
- ◇ 市町村における、文化財を災害から守るための防火・防災訓練や広報活動の実施率 97.7% (R6)
- ◇ 信号制御機の更新数 326基 (R6)
- ◇ 県警察本部及び警察署の耐震化率 100% (H27)
- ◇ 信号機電源付加装置の整備数 8基 (R6)

② 住宅・都市・住環境

(災害時の飲料水の確保等)

- 水道は、災害時でも安定した給水を確保することが求められている重要な社会インフラであることから、長期間にわたる供給停止を防ぐために、市町村等水道事業者の水道施設の耐震化及び老朽化対策、水道事業の広域連携に係る取組、県が所有する水道施設の耐震化・浸水対策・停電対策等を着実に促進する必要がある。
- 水資源の安定的な確保や渇水被害の軽減を図るため、国等に対し霞ヶ浦導水など水資源開発事業の早期完成を要望するほか、異常渇水時に備え、県の渇水対策連絡協議会の開催等を通して、関係機関との連携強化を図る必要がある。

- 地下水は、災害時において生活用水等への活用も期待されることから、平時から無秩序な地下水の採取を抑制して保全することや、その重要性について住民へ啓発することで、適切で安定した利用を図る必要がある。

(災害廃棄物対策)

- 災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理に資するため、市町村における災害廃棄物処理計画の見直しを促進するとともに、研修や訓練の機会を設ける等により、関係者間の連携強化や計画の実行性の確保を図る必要がある。

(都市公園の整備等)

- 災害時の広域避難地となる県営都市公園について、防災機能の拡充や老朽化施設の長寿命化対策等を実施する必要がある。

(公営住宅の老朽化対策)

- 公営住宅の老朽化対策として、既存ストックの有効活用を図りながら、計画的に長寿命化工事を実施する必要がある。

(下水道施設の耐震化等)

- 災害時の機能停止を未然に防止するため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の総合的・効率的な老朽化対策を実施する必要がある。特に埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえ、損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水道管路の対策を重点的に実施する必要がある。
- 下水道施設が大規模な地震等により被災した場合、住民生活や社会活動に重大な影響を及ぼすことから、災害に強く持続可能な下水道システムの構築に向け、令和7年1月に策定した上下水道耐震化計画（下水道）に基づき、対策が必要な下水道管路について、被災すると極めて大きな影響を及ぼす急所施設（下水道）の耐震化を実施する必要がある。

(住宅、建築物等の耐震化等)

- 地震発生による人命への重大な被害や生活への影響を軽減するため、住宅、建築物等の所有者に対する普及啓発を強化するとともに支援を拡充し、耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要がある。
- 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であることを踏まえ、建物の耐震化や非構造部材の耐震対策を促進する必要がある。

(災害に強いまちづくりの推進)

- 災害リスクの高い地域から低い地域へ居住や都市機能の誘導等を図り、災害に強いコンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりを推進するため、市町村における防災指針を盛り込んだ立地適正化計画の策定を支援する必要がある。

(市街地整備等)

- 土地区画整理事業や市街地再開発事業など、安全な市街地の整備に向けて施行者(市町村等)が取り組むまちづくりを支援する必要がある。
- 大地震時における滑動崩落等による宅地の被害を軽減するため、市町村が主体となって大規模盛土造成地の所在箇所を示すマップの公表により地域住民の防災意識の向上を図るとともに、今後の宅地耐震化に向けた安全性の把握のための調査・対策等の取組を促進する必要がある。
- 空き家は、地震が発生した際、その倒壊等によって避難・救助活動の妨げや被害の拡大につながるおそれがあるため、空家等対策の実施主体である市町村が、空家等対策計画や協議会の設置等、空家等対策を総合的かつ計画的に実施できるよう、関係団体と連携して、情報提供や支援を推進する。

【重要業績指標】

- ◇ 住宅の耐震化率 91.5% (R3)

- ◇ 管路耐震化率（県企業局） 58.5%（R6）
- ◇ 大口径下水道管路の要対策箇所における対策完了率 0%（R6）
- ◇ 非常用自家発電設備整備率（県企業局） 33.3%（R6）
- ◇ 公立小中学校施設の耐震化率 99.9%（R6）
- ◇ 県内私立小中学校施設の耐震化率 95.4%（R6）

③ 保健医療・福祉

（DMAT等の機能強化・確保）

- 被災者の医療救護において重要な役割を果たす「DMAT」等の医療チームについて、日頃から各種団体と連携し、各チーム数の増加や災害時に速やかに立ち上がる派遣・受入体制の整備を図るとともに、各チームの技能向上を図る必要がある。
- 災害時に保健医療行政の指揮調整機能等を担う「災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）」の隊員養成研修・訓練を推進する必要がある。

（災害拠点病院等の機能強化）

- 指定された災害拠点病院及び災害拠点精神科病院について、計画的に実地調査を実施し、指定要件の維持を確認するとともに、設備等の整備促進を図る必要がある。

（医療機関の防火対策）

- 医療機関における防災に対する意識啓発を進め、病床を有する医療施設にはスプリンクラーの整備を図るなど、災害時における適切な医療提供体制の維持を図る必要がある。

（社会福祉施設等の耐震化）

- 社会福祉施設等のうち、耐震化が未了の施設は、大規模地震等により、避難所としての機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。

（病院における業務継続体制確保の促進）

- 大規模な災害や、感染症流行時における病院の診療機能の維持や回復を図るとともに、発災によって生じた医療ニーズに対応することができるよう、県内の病院における耐震化など、業務継続計画（BCP）に基づく体制確保を促進する必要がある。

（感染症予防対策）

- 避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平時から市町村と連携し、予防接種を促進するとともに、避難所における感染症予防体制や衛生環境の整備を推進する必要がある。

（医薬品等の供給体制整備）

- 関係機関との連携により、緊急時における医薬品等の供給体制の確保や、薬剤師派遣のための連絡体制を整備する必要がある。

（DWA Tの確保・育成）

- 災害による二次被害（災害関連死等）を防止するため、避難所等における環境調査・整備や福祉支援対象者のスクリーニングや福祉避難所への誘導、相談支援等を行う災害福祉支援チーム（DWA T）について、チーム員登録研修やスキルアップ研修等によるチーム員の確保や対応力強化を図る必要がある。

（避難行動要支援者対策）

- 高齢者や障害者など災害時の避難行動に支援を要する避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿を活用した情報伝達、避難誘導等を定める個別避難計画の作成について市町村の取組を促進する必要がある。

（災害ボランティア人材の育成・確保）

- 被災者支援の災害復旧を下支えする災害ボランティアについては、地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施するとともに、ボランティア人材の事前登録やボランティアセ

<p>ンターの中核を担う社会福祉協議会の体制強化を図る必要がある。</p> <p>○ 災害時には、一般ボランティアだけでなく、豊富な支援経験を有するNPO・ボランティア団体等が被災地において様々な支援を実施しており、発災直後から被災者支援の担い手としてその能力を発揮できるよう、コーディネーター役となる地域の災害中間支援組織との連携を強化していく必要がある。</p>
<p>【重要業績指標】</p> <p>◇ スプリンクラー設置義務が課された医療施設への設置率 96.9% (R6)</p> <p>◇ 県内全病院の耐震化率 84.4% (R6)</p> <p>◇ 予防接種法に基づくワクチンの接種率 麻しん・風しん 1期、2期 93.5% (R5)</p> <p>◇ DWA Tチーム員研修後の登録人数(チーム数換算) 28チーム</p> <p>◇ 各市町村における個別避難計画の作成率(毎年度) 31.4% (R6)</p> <p>◇ 茨城県内社会福祉協議会職員災害初動期対応チーム員登録数 218人 (R6)</p> <p>◇ 高齢者関係施設の耐震化率 98.8% (R6)</p> <p>◇ 私立学校施設(幼稚園)の耐震化率 92.9% (R6)</p> <p>◇ 児童福祉関係施設の耐震化率 97.4% (R2)</p>

<p>④ 産業・金融</p> <p><産業></p> <p>(有害物質対策等)</p> <p>○ 有害物質等の大規模拡散・流出等を防止するため、工場や事業場に対する立入検査等を行うとともに、関係機関と連携体制を強化する必要がある。</p> <p>○ 平素から毒物劇物製造業者等に対する監視指導等を実施し、災害時の事故や保健衛生上の危害発生の未然防止対策を徹底する必要がある。</p> <p>(事業者への融資制度の整備)</p> <p>○ 発災後、被災事業者の早期の復旧・復興を支援するための緊急対策融資を機動的に実施できるよう、平時から県制度融資中に災害対策融資(緊急対策枠)を設定する必要がある。</p> <p>(事業者の業務継続体制の整備)</p> <p>○ 中小企業における事業継続計画(BCP)の策定を促進するため、商工会等による中小企業向けBCP策定セミナーや個別相談会等の取組を支援するとともに、BCPの策定方法や事例集の紹介により、県内事業者に対する普及啓発を図っていく必要がある。</p> <p>(労働相談窓口の継続)</p> <p>○ 業務継続マニュアルに基づき、発災後もいばらき就職支援センターにおいて、被災者向け労働相談・就職相談の実施について継続していく必要がある。</p> <p>(災害発生時の公金支払の円滑化等)</p> <p>○ 県は、災害時においても、県民生活に大きな影響を及ぼす生活保護費等や、職員の給与費など、優先的すべき公金の支払いが円滑にできるよう、平時から金融機関との情報共有を図る必要がある。</p> <p>【重要業績指標】</p> <p>◇ 毒物劇物製造業者に対する監視率 105% (R6)</p>

<p>⑤ 情報通信・交通・物流・エネルギー</p> <p><情報通信></p> <p>(災害情報の収集、伝達体制の確保)</p> <p>○ 防災情報ネットワークや全国瞬時警報システム(J-ALERT)等の災害情報を多</p>

様な手段で発信することができるよう、情報通信ネットワーク設備を継続的に平常時から管理・点検するとともに、情報システムの耐災性の向上とバックアップ強化を図ることにより情報システムを継続的に維持・稼働させる必要がある。

＜交通・物流＞

（鉄道の強靱化）

- 災害発生時においても安全な鉄道輸送を確保するため、地域鉄道事業者が実施する安全性の向上に資する設備の更新等に対し、沿線自治体とともに、支援を図る必要がある。
- 災害など輸送障害発生時の広域的なリダンダンシー確保のため、つくばエクスプレス（TX）の延伸実現に向けて、沿線自治体等を含む関係者との調整を進めていく必要がある。

（空港における給油対策）

- 空路による物資輸送ルートを実際に確保するため、茨城空港における安定的な給油体制の確保等の災害対策を推進する必要がある。

（港湾施設の機能強化・老朽化対策）

- 港湾においては、施設の老朽化対策はもちろんのこと、津波に対して減災効果のある「粘り強い構造」を取り入れた防波堤整備を推進するとともに、他港の動きや国のガイドライン改訂などを踏まえ、必要に応じて「港湾BCP（港湾の事業継続計画）」の改訂を検討していく必要がある。

（緊急輸送道路等の整備）

- 救援・支援活動等を円滑に行う上で緊急輸送道路が大きな役割を担うことから、「茨城県道路整備プログラム」などに基づき、緊急輸送道路等の強化や、防災拠点としての道の駅の活用を図る必要がある。

（自転車の活用）

- 交通遮断時の帰宅困難対策手段として、自転車の活用について広く周知を図る必要がある。

【重要業績指標】

- ◇ 「茨城県道路整備プログラム」整備目標値 14箇所（R6）

⑥ 農林水産

（園芸産地における非常時の対応能力向上）

- 自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けて、複数農業者による共同の事業継続計画(BCP)を策定し、BCPの実行に必要な体制整備やBCPの実践に必要な技能習得、ハウスの補強、非常時の復旧の取組実証等を支援する必要がある。

（森林等の整備）

- 山地災害の防止、水源の涵養等、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、森林及び林道の整備を推進する必要がある。

（海岸保全施設、漁港の整備等）

- 海岸保全施設、漁港の適切な維持のため、日常点検及び定期点検を実施するとともに、長寿命化計画等に基づき、整備、保全、強化工事等を実施する必要がある。

（ため池、農業水利施設等の防災対策）

- 農地・農業用施設や家屋への被害を防止するため、農業用ため池や用排水施設の新設・改修に向けた取組を推進する必要がある。
- 老朽化の進む基幹的農業水利施設について、機能診断調査の結果に基づき、機能保全

対策工事を計画的に推進する必要がある。

- 農業集落排水施設について、機能診断調査に基づく老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

(地籍調査の促進)

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となることから、県計画である第7次国土調査事業十箇年計画等に基づき、市町村が行う地籍調査の促進を図る必要がある。

【重要業績指標】

- ◇ 森林整備面積 46.3ha (R6)
- ◇ 漁港施設機能保全計画の策定率 100% (R6)
- ◇ 海岸保全施設長寿命化計画の策定率 100% (R6)
- ◇ 田んぼダムの取組面積 322ha (R6)
- ◇ 農村地域防災減災事業実施地区における被害防止面積 3,123ha (R6)
- ◇ 基幹的水利施設への長寿命化対策の実施施設数 53 施設 (R6)
- ◇ 第7次国土調査事業十箇年計画 地籍調査進捗率 68.3% (R6 年度)

⑦ 国土保全

(山地治山事業の実施)

- 山地災害の危険性の高い箇所を優先的に着手するとともに、治山施設個別施設計画に基づき、計画的な施設の維持管理をしていく必要がある。

(洪水ハザードマップの作成支援)

- すべての県管理河川において浸水想定区域図の作成が完了したことから、市町村が行うハザードマップの見直しに対し支援する必要がある。

(流域治水プロジェクト)

- 河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域、氾濫域も含めて1つの流域として捉え、流域全体で水害を軽減される治水対策「流域治水プロジェクト」を推進することにより、事前防災対策の加速を図る必要がある。

(総合的な土砂災害対策の推進)

- 土砂災害のソフト対策として、住民が自らの住む土地の危険性を認識し、警戒避難体制を整備することが重要であることから、土砂災害防止法に基づく基礎調査を進め、土砂災害による被害のおそれのある区域を示すための、土砂災害(特別)警戒区域の指定を進めていく必要がある。

- 土砂災害施設の整備には、多大な費用と時間を要するため、保全対象家屋が5戸以上の箇所や、要配慮者利用施設等がある箇所を要対策箇所と位置付けて、計画的に整備を実施する必要がある。

- 土砂災害防止施設(砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設)については、供用開始から50年以上経過している施設があるなど老朽化の進行による機能低下によって住民に大きな被害を及ぼすおそれがあることから、「茨城県土砂災害防止施設長寿命化計画(R1策定)」に基づき、計画的に施設の維持管理を実施していく必要がある。

(海岸保全施設、漁港の整備等)

- 海岸保全施設、漁港の適切な維持のため、日常点検及び定期点検を実施するとともに、長寿命化計画等に基づき、整備、保全、強化工事等を実施する必要がある。

(河川の改修等)

- 流下能力が不足している河川において、河川改修を効果的・効率的に進める必要がある。

- 沿川に市街地を抱える河川や、近年浸水実績がある河川など、治水上重要な河川から

優先的に危険度事前調査を実施し、調査により明らかになった危険箇所については、優先順位を踏まえた対策工事を実施していく必要がある。

(河川管理施設等の長寿命化対策等)

- 河川管理施設の長寿命化対策として策定した「茨城県河川管理施設長寿命化計画」(H29.3)に基づき、河川管理施設の整備や更新を図るとともに、維持・修繕や、河道内に堆積した土砂等の撤去について、点検結果を踏まえた適切な維持管理を継続していく必要がある。

(ダム管理施設の長寿命化対策等)

- 県管理の7ダムについて、「茨城県ダム長寿命化計画」に基づき、維持・修繕及びダム管理施設の更新を行っていく必要がある。

(自然公園等の保全)

- 台風や豪雨等により、貴重な環境資産である自然公園等の被害が増大しないよう、引き続き自然公園等設の老朽化対策、災害時の影響軽減、生態系の再生にかかる施設整備等に取り組む必要がある。

【重要業績指標】

- ◇ 山地災害危険地区における治山事業の完了率 46.3% (R6)
- ◇ 土砂災害防止施設の整備率 25.2% (R6)
- ◇ 河川改修率 58.8% (R6)

【横断的分野】

リスクコミュニケーション分野

(教育・訓練等)

- 災害発生時の身を守る行動の取り方等について、学校において、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。(再掲)
- 実践的な避難訓練や避難所設営体験等の実施、教員に向けた研修会の開催等、学校における防災教育の充実・強化を図る必要がある。(再掲)

(災害対策本部機能の強化)

- 県災害対策本部事務局員の災害対応力の強化のため、定期的に地震や大規模風水害といったあらゆる事態を想定した図上訓練を実施するとともに、災害発生時の庁内各部の連携体制を構築する必要がある。(再掲)

(避難情報の発令基準の周知及びマイ・タイムラインの普及)

- 災害発生時に、市町村が速やかに住民へ避難指示が出せるよう、避難指示等の発令基準の整備等を支援する必要がある。(再掲)
- 洪水や津波は、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、住民一人ひとりの防災行動計画であるマイ・タイムラインの普及啓発や住民参加型の避難訓練を行うこと等により、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。(再掲)

(業務継続体制の整備)

- 県は、災害発生時の業務継続に係る勉強会の実施や定期人事異動の際の引継ぎの徹底等により、県業務継続計画(BCP)の実効性を確保するとともに、適宜、計画の見直しを実施するなど、発災時に迅速かつ的確に対応できる業務継続体制の整備を行う必要がある。(再掲)

(防火対策)

- 住宅火災は住民の生命や財産に重大な被害をもたらすため、早期発見と防止対策が不可欠であり、住宅用火災警報器と感震ブレーカーの普及に取り組むことや、火災の早期発見と迅速な避難を促し、大規模地震時における電気火災の発生防止を図る必要がある。(再掲)

- 火災の発生は様々な原因があり、事前の予防が困難となる場合もあることから、平時から消防団の充実強化や、広域消防応援体制の整備などを進める必要がある。(再掲)
(広域連携体制の整備)
- 救助・救急活動等の不足を避けるため、全国知事会の相互応援協定を活用するとともに、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊のほか、自衛隊や海保、緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E) など各機関等の応援部隊を受け入れるための事前訓練、体制整備に取り組む必要がある。(再掲)
(石油コンビナート事業者等の災害対応力の強化)
- 茨城県石油コンビナート等防災計画を事業所や関係機関に周知し、事業所における防災設備の設置、施設の耐震性向上及び浸水防止対策等の災害予防対策の実施を促すほか、コンビナートの災害に備え、関係機関との合同訓練や事業所への立入検査を推進する必要がある。(再掲)
(洪水ハザードマップの作成支援)
- すべての県管理河川において浸水想定区域図の作成が完了したことから、市町村が行うハザードマップの見直しに対し支援する必要がある。(再掲)

【重要業績指標】

- ◇ 茨城県災害対策本部事務局員による風水害対応図上訓練実施率（毎年度）
100% (R6) (再掲)
- ◇ 市町村における洪水ハザード内を対象にした避難訓練の実施率 100% (R6) (再掲)
- ◇ 市町村における避難指示等発令基準一覧の基準作成状況 100% (R6) (再掲)
- ◇ 各部局庁における業務継続計画（BCP）及びマニュアルに関する勉強会実施率（毎年度）100% (R6) (再掲)
- ◇ 機能別団員制度の導入市町村数 19 団体 (R6) (再掲)
- ◇ 緊急消防援助隊の登録隊数 191 隊 (R6) (再掲)

人材育成分野

(地域防災力の強化)

- 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる必要がある。(再掲)

(DMAT等の機能強化・確保)

- 被災者の医療救護において重要な役割を果たす「DMAT」等の医療チームについて、日頃から各種団体と連携し、各チーム数の増加や災害時に速やかに立ち上がる派遣・受入体制の整備を図るとともに、各チームの技能向上を図る必要がある。(再掲)
- 災害時に保健医療行政の指揮調整機能等を担う「災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)」の隊員養成研修・訓練を推進する必要がある。(再掲)

(DWA Tの確保・育成)

- 災害による二次被害（災害関連死等）を防止するため、避難所等における環境調査・整備や福祉支援対象者のスクリーニングや福祉避難所への誘導、相談支援等を行う災害福祉支援チーム(DWA T)について、チーム員登録研修やスキルアップ研修等によるチーム員の確保や対応力強化を図る必要がある。(再掲)

(災害ボランティア人材の育成・確保)

- 被災者支援の災害復旧を下支えする災害ボランティアについては、地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施するとともに、ボランティア人材の事前登録やボランティアセンターの中核を担う社会福祉協議会の体制強化を図る必要がある。(再掲)

- 災害時には、一般ボランティアだけでなく、豊富な支援経験を有するNPO・ボランティア団体等が被災地において様々な支援を実施しており、発災直後から被災者支援の担い手としてその能力を発揮できるよう、コーディネーター役となる県域の災害中間支援組織との連携を強化していく必要がある。(再掲)

(関係機関連携等に向けた訓練)

- 大規模災害に備え、公共土木施設等への応急復旧対策や、関係団体との協力体制の強化に繋げるための訓練の計画的な実施を図る必要がある。(再掲)

【重要業績指標】

- ◇ 県内防災士数(累計) 6,531人(R6)(再掲)
- ◇ 機能別団員制度の導入市町村数 19団体(R6)(再掲)
- ◇ DWA Tチーム員研修後の登録人数(チーム数換算) 28チーム(再掲)
- ◇ 各市町村における個別避難計画の作成率(毎年度) 31.4%(R6)(再掲)
- ◇ 茨城県内社会福祉協議会職員災害初動期対応チーム員登録数 218人(R6)(再掲)

官民連携分野

(地域防災力の強化)

- 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることは困難であることから、地域の防災リーダーの育成、消防団の充実・強化、活性化の推進などを通じて、地域防災力を向上させる必要がある。(再掲)

(緊急給油対策)

- 災害に備え、災害応急対策車両、重要施設、専用・優先給油所の現況を確認するとともに、関係施設管理者等に対しては、平時からの備蓄を求め、県民に対しては、備蓄への取組や緊急給油事業に係る理解を得るための普及啓発を進める必要がある。(再掲)

(物資の備蓄・更新、調達・提供体制の整備)

- 災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するためには、県・市町村により備蓄物資を計画的に確保・更新することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るなど、災害時の物資提供体制を整備する必要がある。(再掲)

(石油コンビナート事業者等の災害対応力の強化)

- 茨城県石油コンビナート等防災計画を事業所や関係機関に周知し、事業所における防災設備の設置、施設の耐震性向上及び浸水防止対策等の災害予防対策の実施を促すほか、コンビナートの災害に備え、関係機関との合同訓練や事業所への立入検査を推進する必要がある。(再掲)

(災害拠点病院等の機能強化)

- 指定された災害拠点病院及び災害拠点精神科病院について、計画的に実地調査を実施し、指定要件の維持を確認するとともに、設備等の整備促進を図る必要がある。(再掲)

(水道事業における協力体制)

- 県企業局が災害時において必要となる電力供給・資機材・物資、応援協力のための宿泊施設等を確保するため、民間事業者や他自治体と災害時における協力協定や覚書を締結するとともに、災害時協力員制度の活用により、災害時における関係機関等との協力体制を構築する必要がある。(再掲)

【重要業績指標】

- ◇ 県内防災士数(累計) 6,531人(R6)(再掲)
- ◇ 機能別団員制度の導入市町村数 19団体(R6)(再掲)

老朽化対策分野

(公共施設等の長寿命化対策)

- 公共施設等について、県民に対する安心・安全な行政サービス（施設の利用等）を将来にわたり持続していくために、茨城県公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施する必要がある。
(再掲)

(災害時の飲料水の確保等)

- 水道は、災害時でも安定した給水を確保することが求められている重要な社会インフラであることから、長期間にわたる供給停止を防ぐために、市町村等水道事業者の水道施設の耐震化及び老朽化対策、水道事業の広域連携に係る取組、県が所有する水道施設の耐震化・浸水対策・停電対策等を着実に促進する必要がある。(再掲)

(下水道施設の老朽化対策等)

- 災害時の機能停止を未然に防止するため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づく、下水道施設の総合的・効率的な老朽化対策を実施する必要がある。特に埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえ、損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水道管路の対策を重点的に実施する必要がある。(再掲)

(都市公園の整備等)

- 災害時の広域避難地となる県営都市公園について、防災機能の拡充や老朽化施設の長寿命化対策等を実施する必要がある。(再掲)

(公営住宅の老朽化対策)

- 公営住宅の老朽化対策として、既存ストックの有効活用を図りながら、計画的に長寿化工事を実施する必要がある。(再掲)

(港湾施設の機能強化・老朽化対策)

- 港湾においては、施設の老朽化対策はもちろんのこと、津波に対して減災効果のある「粘り強い構造」を取り入れた防波堤整備を推進するとともに、他港の動きや国のガイドライン改訂などを踏まえ、必要に応じて「港湾BCP（港湾の事業継続計画）」の改訂を検討していく必要がある。(再掲)

(総合的な土砂災害対策の推進)

- 土砂災害防止施設（砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設）については、供用開始から50年以上経過している施設があるなど老朽化の進行による機能低下によって住民に大きな被害を及ぼすおそれがあることから、「茨城県土砂災害防止施設長寿命化計画（R1策定）」に基づき、計画的に施設の維持管理を実施していく必要がある。
(再掲)

(海岸保全施設、漁港の整備等)

- 海岸保全施設、漁港の適切な維持のため、日常点検及び定期点検を実施するとともに、長寿命化計画等に基づき、整備、保全、強化工事等を実施する必要がある。(再掲)

(河川管理施設等の長寿命化対策等)

- 河川管理施設の長寿命化対策として策定した「茨城県河川管理施設長寿命化計画（H29.3）」に基づき、河川管理施設の整備や更新を図るとともに、維持・修繕や、河道内に堆積した土砂等の撤去について、点検結果を踏まえた適切な維持管理を継続していく必要がある。(再掲)

(ダム管理施設の長寿命化対策等)

- 県管理の7ダムについて、「茨城県ダム長寿命化計画」に基づき、維持・修繕及びダム管理施設の更新を行っていく必要がある。(再掲)

(交通事故等の回避対策)

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号

<p>機電源付加装置の整備を図るとともに、優先順位を設定した更新を推進する必要がある。 (再掲)</p> <p>○ 信号機、交通管制システム、道路標識等の交通安全施設の計画的な更新を行い、老朽化による機能喪失を防止するとともに、災害時の機能維持、交通情報収集・提供の確保を図る必要がある。(再掲)</p>
<p>【重要業績指標】</p> <p>◇ 個別施設計画（施設類型ごとの長寿命化計画）策定割合 100% (R6) (再掲)</p>

<p>研究開発分野</p> <p>(研究機関等との連携)</p> <p>○ 国土強靱化を進める上で、県と研究機関や各大学等とは、防災対策に関する調査研究、各種データ・システムの利活用、県民への啓発・広報活動、知的・人的資源の相互活用について連携・協力を行う必要がある。</p> <p>○ 国土強靱化に関する研究開発によるイノベーションを促進する体制が不十分であることから、研究開発の体制づくりを進めるとともに、成果の普及を図る必要がある。</p>
--

<p>デジタル活用分野</p> <p>(電子申請の活用推進等)</p> <p>○ 県は、災害発生時の交通遮断等に伴う郵便業務の機能停止時においても、県への申請・届け出等が円滑に実施できるよう、電子申請をはじめとした県庁業務のデジタル化を進めるとともに、県民に対し活用を推進していく必要がある。(再掲)</p> <p>(業務継続体制の整備)</p> <p>○ 庁舎等が被災した際もデータ復旧等を容易に行えるようにするため、クラウドコンピューティング技術の利用を推進する必要がある。(再掲)</p> <p>(災害情報の収集、伝達体制の確保)</p> <p>○ 防災情報ネットワークや全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等の災害情報を多様な手段で発信することができるよう、情報通信ネットワーク設備を継続的に平常時から管理・点検するとともに、情報システムの耐災性の向上とバックアップ強化を図ることにより情報システムを継続的に維持・稼働させる必要がある。(再掲)</p> <p>(迅速な住家被害調査の実施等)</p> <p>○ 住家被害認定調査から罹災証明書交付までの膨大な量の業務を迅速かつ円滑に処理するためには、単独市町村での対応は困難であり、罹災証明書交付業務や被災者台帳に基づく被災者支援業務等に関して、市町村が相互に応援・受援し合えるシステムの構築が必要である。(再掲)</p>
<p>【重要業績指標】</p> <p>◇ 被災者生活再建支援システムの操作研修受講数（延べ） 2,747人 (R6) (再掲)</p>

茨城県国土強靱化計画

発行 茨城県防災・危機管理部
防災・危機管理課
TEL 029(301)2879

策定 平成29年2月
改定 令和4年3月
令和8年3月
